

6 番	原 誠 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>1. 第2次瀬戸市子ども総合計画について</p> <p>【質問趣旨】</p> <p>日本の子どもをめぐる状況は、大変深刻であり、いじめ、虐待、自殺など、子どもをめぐる痛ましい事件が後を絶たない。ところが、こうした子どもの権利状況に対し政府や行政の取り組みは非常に遅れており、国連子どもの権利委員会が日本政府に対して厳しい勧告を出している。</p> <p>このような中、本市では2020年3月に『瀬戸市子ども総合計画』(以下、第1次計画という)を策定し、子ども・若者や子育てに関する施策の推進を図ってきた。2022年10月には「瀬戸市子どもの権利条例」を制定し、2025年度からは『第2次瀬戸市子ども総</p>	<p>(1) 『瀬戸市子ども総合計画』(第1次計画)の評価、検証について</p> <p>(2) 子どもの権利について</p>	<p>① 第2次計画の第2章では、項目ごとに第1次計画の総括が行われている。この中には「第3章第1節 子どもの権利」が達成率100%となっているが、その他の多くが達成率60%未満であり、全体の達成率は49%である。この結果をどのように分析しているのか伺う。併せて、達成率を向上させるために今後どのように取り組んでいくのか伺う。</p> <p>① 本市における児童虐待相談対応件数は、2018年度の685件から2022年度には1,741件と大幅に増加している。2023年度以降の推移を伺う。併せて、増加した背景をどのように分析しているか伺う。</p> <p>② 虐待を予防し発見できる重要な機会の一つが乳幼児健診である。第1次計画の総括によれば、1歳6か月児と3歳児健診の受診率は基準値を上回っているものの、6か月児健康相談の実施率については基準値の98.1%に対し96.1%である。実施率向上のためにどのように取り組むのか伺う。</p> <p>③ 本市では2022年10月1日に「瀬戸市子どもの権利条例」を制定した。この条例を制定した背景について伺う。</p> <p>④ 子どもの権利を守るためには、子どもの権利条例の内容を理解し、身に付け、子どもの権利を全面的に守り抜く気風を醸成することが肝要である。また、権利主体の当事者である子ども自身も、子どもの権利について学ぶことが重要であり、そのために教育現場で児童生徒への周知徹底を図ることが必要だと考えるが見解を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

6 番	原 誠 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>合計画』(以下、第2次計画という)を策定した。</p> <p>そこで、本市の子ども・若者政策が、子どもの人権を尊重し、本市の将来を担う子ども・若者の健やかな成長を促すものとなることを求めて質問する。</p>	<p>(3) こども若者家庭センターについて</p>	<p>⑤ 第1次計画の総括において、「第3章第1節 子どもの権利」が達成率100%となっている。子どもの権利について「内容を知っている」と答える子どもと保護者の割合が、目標値20.0%に対し実績値が29.9%とのことだが、つまり3人に1人しか内容を知らないということである。目標値を上げるべきだと考えるが見解を伺う。</p> <p>⑥ 本市において子どもの権利条例は健康福祉部が所管をし、普及啓発に努めているところであるが、実際にはいじめや不登校など子どもの権利の侵害は、学校教育の場で起こることが多い。学校教育において子どもの権利保障に積極的に取り組むべきだと考えるが見解を伺う。</p> <p>① 2021年度に「子ども・若者センター」が開設された背景について伺う。</p> <p>② 子ども・若者センターは、2025年4月に「こども若者家庭センター」となったが、「家庭」を加えた理由について伺う。</p> <p>③ こども若者家庭センターでの相談は対面での相談が基本とのことだが、電話やメール等での相談も受け付けるなど、個人個人の事情に合わせた相談体制が取られているのか伺う。</p> <p>④ 本市では外国籍住民の人口が増加しており、本年2月1日現在で総人口の4.5%となっている。外国籍児童の相談件数も増加していると考えられるが、多言語対応などはなされているのか伺う。</p>

(2 ページ)

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

6 番	原 誠 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(4)本市における保育園の待機児童について	<p>① 第2次計画の策定に当たり、保育園の待機児童問題についてはどのような評価、検証が行われたのか伺う。</p> <p>② 第1次計画の35頁によれば、本市の待機児童数は2017年度28人、2018年度18人、2019年度61人となっていた。2020年度以降の待機児童数の推移について伺う。</p> <p>③ ②のデータによれば、2019年度の利用定員数は2,397人となっていた。一方で目標値では2,476人となっている。どのような方法で増員したのか伺う。</p> <p>④ 国の待機児童の定義では、除外4類型と呼ばれる「(1)育児休業中の者」「(2)特定の保育園等のみ希望している者」「(3)地方単独事業を利用している者」「(4)求職活動を休止している者」は、待機児童にカウントされない。いわゆる「隠れ待機児童」と呼ばれているが、②のデータでの待機児童数にはこの隠れ待機児童数も含まれているのか伺う。</p> <p>⑤本市で把握している隠れ待機児童数の推移について伺う。</p> <p>⑥第1次計画では、待機児童問題について待機児童数ゼロを目標として掲げているが、この目標値には隠れ待機児童数ゼロも含まれているのか伺う。</p> <p>⑦待機児童解消のためには保育士不足の解消が必要であると考えが見解を伺う。</p> <p>⑧就労見込み、求職中でも保育園入園は希望できるものの、一般に就労状況が選考指数に反映し入園が困難になるといわれている。このために働きたくても働けない保護者もいるが、この現状をどう捉えているのか見解を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。